

共 済 組 合 使 用 欄	保険課長	担 当	証作成	台 帳	個人番号入力日 (基本自動)	届書受付日(不備完了日)
					手動	
					加入者登録完了	

証交付

## 被扶養者申告書 (認定)

〔 一般等 ・ 短期 ・ 任意継続 〕

2024.12.  
YS06

太枠内に必要事項をすべて記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。  
退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

山口県市町村職員共済組合理事長 様		所属機関名	
下記の者について、被扶養者の認定を申告します。 記入した事項は事実と相違ありません。 被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」とおとりです。 これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。		組合員等 記号・番号	—
		組合員 氏 名	
		組合員 住 所	〒 —
申告日	年 月 日	標準報酬 月 額	円
被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に○を付してください			
認定対象者 氏 名	ふりがな	同時に申告する人数 全 人中 人目	資格確認書の交付希望する <input type="checkbox"/> はい
生年月日等	昭和・平成・令和 年 月 日 ( 歳 ) 男 ・ 女		
個人番号			
組合員との続柄	①配偶者 ②子 ③養子 ④実父母 ⑤養父母 ⑥孫 ⑦祖父母 ⑧兄姉 ⑨弟妹 ⑩配偶者の子 ⑪配偶者の親 ⑫その他 ( )		
住民票の状況	A. 組合員と同一世帯 B. 組合員と別世帯 ※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ同一住所で同居の場合のみ認定可能		
居住等の実態	C. 組合員と同一住所で同居している D. 組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。(別居住所・仕送り額を記入) (別居住所) 〒 — 仕送り月額 万円		
現在の職業	直近の 健康保険	E. 健康保険、共済組合、任意継続に本人加入 F. 家族の健康保険等の被扶養者 G. 市町村の国民健康保険 H. その他 ( ) ※E及びFのときは健康保険の資格喪失証明書を添付	
年間収入の 推 計 額	万円		
被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由	年 月 日	※共済組合使用欄 11. 組合員の資格取得 12. 出生 13. 婚姻 14. 無職・無収入 15. 収入の減少 16. 失業給付満了 17. 同居 19. その他 (家族種別) 大学 短大 無職 パート 専門学校 雇制限 雇延長 高専 年金 事業 障害年金 その他 ( )	
「扶養事実申立書Ⅰ,Ⅱ」の提出 (該当に○)		「Ⅰ」 「Ⅱ」 なし	
所属所受付印	所属所給与事務担当者の証明 上記の者に対する扶養手当の支給 あり ・ なし		証明者 年 月 日認定
※共済組合文書受付	上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職名 所属所長 氏名		

※任意継続は  
証明不要

※記入上の注意点を裏面に記載しています。

記入もれや記入誤りがある場合は無効とします。十分に気を付けて記入してください。

- 1 被扶養者の要件を備えるに至った日を含め 30 日以内に申告してください。要件等については、「共済組合ガイドブック」を御覧ください。
- 2 「扶養事実申立書Ⅰ」は、次のいずれかの者の申告時には提出不要です。  
組合員の配偶者（続柄①）又は扶養手当の支給対象となっている者
- 3 「扶養事実申立書Ⅱ」は、次の条件を全て満たす者の申告時には提出不要です。  
扶養手当の支給対象となっている子又は養子（続柄②又は③）のうち、認定日の属する年度の到達年齢が 18 歳以下の者で、収入がない者
- 4 認定対象者が組合員の配偶者（20 歳以上 60 歳未満）の場合、「国民年金第 3 号被保険者関係届」及び基礎年金番号の写しを添付してください。
- 5 その他の添付書類は続柄・認定事由・扶養手当の有無等によって異なります。詳細は、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合へお尋ねいただくか、共済組合ホームページ・各種請求用紙の「被扶養者認定時の提出書類」で御確認ください。
- 6 個人番号が変更された場合は、速やかに共済組合へ御連絡ください。  
また、被扶養配偶者の基礎年金番号が変更された場合も共済組合へ御連絡ください。
- 7 資格確認書の交付を希望する場合は、「資格確認書の交付希望する」欄の□はいにチェックを入れてください。  
※以下に該当する case に限ります。
  - ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
  - ・マイナンバーカードを保有しているがマイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除者（利用解除申請中の者は余白にその旨を追記ください。）
  - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- 8 記入もれや記入誤りがある場合は、返送します。

#### マイナ保険証に関する留意事項について

被扶養者認定日から共済組合の健康保険が適用されますが、マイナ保険証を御利用いただく場合は以下の内容に御留意ください。

- 共済組合の健康保険としてマイナ保険証を利用する場合は、共済組合でのデータ登録が完了してから利用が可能となります（データ登録が完了するまで、マイナ保険証による受診はできません。）。
- 共済組合に不備のない状態で書類が提出された日から、5 営業日以内にデータ登録が完了します（早期に書類提出がされた場合は、被扶養者認定日以降にマイナ保険証が利用できます。）。
- データ登録が完了でき次第、お知らせとして「資格情報通知書」を交付します。（早期に書類提出がされた場合は、被扶養者認定日以降に交付します。）  
「資格情報通知書」の交付を受けた時点で、マイナ保険証による受診が可能です。  
なお、「資格情報通知書」の交付を受ける前でも、データ登録が完了している場合はマイナ保険証による受診が可能です。
- 共済組合の健康保険取得後、初めてマイナ保険証による受診を行う場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、共済組合の資格情報が登録されていることを確認してください。